各務原市
障がい児者福祉のてびき
―制度利用のご案内―

もくじ

1．障がい種別・等級別の主な該当事業一覧 …… 1

2．障がい者手帳の交付 …… 3
●身体障害者手帳　●療育手帳　●精神障害者保健福祉手帳

3．障がい児者の手当 …… 4
●特別障害者手当　●障害児福祉手当　●各務原市障害児福祉手当
●特別児童扶養手当　●児童扶養手当

4．障害者総合支援法によるサービス …… 5
●サービスのしくみ　●障がい福祉サービス（自立支援給付）の内容
●障がい福祉サービス（自立支援給付）の利用手続き　●利用者負担
●地域生活支援事業の内容

5．障がい児通所支援サービス …… 9

6．障がい児者の医療 …… 10
●重度心身障がい者医療費助成
●自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

7．生活を支える福祉用具の給付 …… 11
●補装具費の支給　●難聴児補聴器購入費の助成　●日常生活用具の給付
●日常生活用具の給付（小児慢性特定疾病児童等）
●ニュー福祉機器購入費の助成　●紙おむつ券

8．住宅・在宅支援 …… 14
●住宅改善費の助成　●避難行動要支援者支援　●重度障がい者ごみ出し支援

9．外出・社会参加への支援 …… 15
●福祉タクシー乗車券・福祉給油票
●自動車運転免許取得費の助成　●自動車改造費の助成（本人運転）
●介助用自動車購入費等の助成（介助者運転）
●意思疎通支援（手話通訳者等の派遣など）
●Net119緊急通報システム　●ヘルプマーク・ヘルプカード
●見守りシールの配布　●盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成
●一日社会見学　●精神障がい者のグループワーク　●更生訓練費の給付
●福祉サービス事業所交通費の助成　●福祉有償運送

10．その他の事業 …… 19
●施設利用料金の割引　●図書館のサービス
●選挙

11．相　　談 …… 21
●就労相談　●こころの相談　●障がい者虐待　●障がい者差別・配慮
●成年後見制度利用支援　●日常生活自立支援　●生活福祉資金
●福祉サービスの苦情解決　●指定特定相談支援事業所　●主な相談機関
●身体障害者相談員　●知的障害者相談員　●民生委員・児童委員
●各務原市障害者団体連合会

各務原市障がい児者 地域生活支援事業 事業所一覧 …… 25

市民の花木「さくら」

この「てびき」は、市で実施している障がい児者の福祉サービスの概要を紹介したものです。各項目の対象者については、障がいの種別や程度、所得や年齢などにより制限がある場合があります。詳しくは事前に各窓口へおたずねください。

なお、障がい福祉制度の全般については、岐阜県が発行する**「障がい者福祉の手引」**を参照してください。

各務原市健康福祉部社会福祉課

（令和６年４月１日現在）

〒504-8555 各務原市那加桜町1-69
障がい福祉係 TEL058－383－1126 FAX058－389－3353
障がい支援係 TEL058－383－1252 FAX058－389－3353

1. 障がい種別・等級別の主な該当事業一覧

●各制度の利用・適用については、原則として事前に申請等をしていただく必要がありますので、お早めにご相談ください。

●※印のサービスについては、介護保険に該当される方については介護保険サービスを優先的にご利用いただくことになります。

手帳の種類	障がいの種類	制度 / 等級	手当等						※自立支援			※地域生活支援				障がい児通所支援	医療					生活用具など			
			特別障害者手当	障害児福祉手当	各務原市障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	障害年金	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス	・宿泊型生活訓練	・地域活動センター	・訪問入浴	・日中一時支援	・移動支援	重度障がい者医療費助成	後期高齢者医療(障がい認定)	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(育成医療)	自立支援医療(精神通院)	※補装具費の支給	※日常生活用具の給付	ニュー福祉機器購入助成	紙おむつ券の交付
身体障害者手帳	視覚	1	△	○	○	○	○	重度障がい者該当	すべての障がい者及び難病者が対象になります。詳細については下記の参照ページをご覧ください。								○	○	○	18歳未満	精神科等への通院治療	○	○	△	△
		2	△	△	○	△	○										○	○	○			○	○	△	△
		3			○	△											○	○	○			○	△	△	
		4															△		○			○	△	△	
		5															△		○			○	△	△	
		6															△		○			○	△	△	
	聴覚又は平衡機能	2	△	△	○	○	○										○	○	○			○	○	△	△
		3			○	○											○	○	○			○	△		
		4															△		○			○	△		
		5															△		○			○	△		
		6															△		○			○	△		
	音声言語	3			○	○											○	○	○			○	△	△	
		4				△											△	○	○			○	△	△	
	肢体不自由	1	△	○	○	○	○										○	○	○			○	△	△	△
		2	△	△	○	○	○										○	○	○			○	△	△	△
		3			○	○											○	○	○			○	△	△	
		4				△											△	△	○			○	△	△	
		5															△		○			○	△	△	
		6															△		○			○	△	△	
	内部	1	△	△	○	△	△										○	○	○			○	△	△	△
		2		△	○	△											○	○	○			○	△	△	
		3			○	△											○	○	○			○	△	△	
		4															△		○			○	△	△	
療育手帳	A1		△	○	○	○	△										○	○					△		△
	A2			△	○	○	△										○	○					△		
	B1				○	○	△										○	△							
	B2					△	△										△								
手帳	精神保健福祉	1	△	△	○	△	△										○	○							△
		2			○	△	△										○	○							
		3																							
所得制限			○	○	○	○	○										○		○	○	○	○	○		○
自己負担									△			△				△		○	○	○	○	△	△		
備考			重度障がい	重度障がい	障害児福祉手当該当者を除く	特別児童扶養手当用診断書により審査(原則)	父または母が重度障がい者	年金事務所	1割負担(非課税世帯無料)			1割負担(非課税世帯無料)				1割負担(非課税世帯無料)	身障4～6級とB2併有	65歳から74歳の方、所得により自己負担割合決定	1割負担			1割負担(非課税世帯無料)			国手当支給対象者、未満(原則)65歳
頁			4	4	4	4	4	4	6			8				9	10	10	10			11	12	13	13

●この「てびき」は、市の事業を中心に一応の目安として作成してあります。障害者総合支援法による介護給付事業、各手当など手帳等級とは別の基準により決定するサービスもありますので、詳細については各担当窓口にお尋ねください。また、県発行の「障がい者福祉の手引」をご参照ください。

●○：該当、△：一部該当　　ただし、障がい部位、所得等による制限があったり、○△印がなくても対象となる場合がありますので、詳細は各窓口にお問い合わせください。

住宅			外出・社会参加への支援							割引及び減免								その他		
住宅改善費助成	避難行動要支援者支援	重度障がい者ごみ出し支援	福祉タクシー乗車券・給油票交付	運転免許取得費助成	自動車改造費助成	介助用自動車購入費等助成	意思疎通支援	一日社会見学	作業所等交通費助成	市営施設利用料金軽減	旅客運賃割引	バス運賃割引	航空運賃割引	有料道路割引	NHK受信料減免	所得税・住民税の軽減	自動車税及び自動車取得税の減免	心身障害者扶養共済制度	駐車許可証の交付	郵便等投票
○	○	重度障がい者のみ世帯	○				○	○	○	○	○	○	○	1種は介護者運転含む 2種は本人運転のみ	全額及び半額免除あり	○	○	○	○	
○	○						○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
							○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
							○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	
							○	○	○	○	○	○	○			○				
							○	○	○	○	○	○	○			○				
	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
				○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
				○	○		○	○	○	○	○	○	○			○				
				○	○		○	○	○	○	○	○	○			○				
				○	○		○	○	○	○	○	○	○			○				
				○	○			○	○	○	○	○	○			○	△	○		
上肢下肢 体幹				○	○	下肢体幹		○	○	○	○	○	○			○	上肢 下肢体幹		上肢 下肢体幹	下肢体幹
○ ○	○		○	○	○	△		○	○	○	○	○	○			○	○ ○	○	○ ○	○
○ ○	△		○	○	○	△		○	○	○	○	○	○			○	○ ○	○	△ ○	○
○				○	○			○	○	○	○	○	○			○	○ ○	○	○	
				○	○			○	○	○	○	○	○			○	○		○	
				○	○			○	○	○	○	○	○			○	○			
				○	○			○	○	○	○	○	○			○	○			
△	△		○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
△	△			○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
				○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
				○	○			○	○	○	○	○	○			○				
○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
○	○			○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
				○	○			○	○	○	○	○	○			○		○		
				○	○			○	○	○	○	○	○			○		○		
	○		○					○	○	○	△	○	△			○	○	△	○	
	○							○	○	○	△	○	△			○		△		
								○	○	○	△	○	△			○		△		
○					○	○														
がいは車いす交付者のみ65歳未満(原則)、内部障	のみを除く2種、心臓・じん臓機能		どちらか一方を選択		障がい者運転のみ	車いす利用者	手話通訳・要約筆記など		公共交通機関利用者	プール、航空宇宙博物館など		ふれあいバス、チョイソコかみがはら、岐阜バスなど				税務署・市民税課	自動車税事務所（軽自動車は税務課）		県身障協会（身体障がい者のみ）警察署	選挙管理委員会
14	14	14	15	15	15	16	16	17	18	19	県の「手引き」を参照してください									20

2. 障がい者手帳の交付

障がい者福祉制度をご利用になる場合は、原則として下記手帳の交付を受けてください。

(1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は身体障害者福祉法に基づき交付され、障がいの程度により１級から６級までの等級の区分があります。等級は指定医師の意見を参考にして知事が決定し、同法の適用者である身分の証明、各種支援の根拠となります。

【障がい区分】

①視覚障がい
②聴覚又は平衡機能の障がい
③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
④肢体不自由
⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能障がい

●**手続のしかた**　指定医師の診断書、写真１枚（上半身、無帽、タテ４cm×ヨコ３cm）、マイナンバーのわかるもの、本人確認書類をご持参のうえ申請してください。

(2) 療育手帳

療育手帳は、中央子ども相談センター（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）において知的障がいと判定された方に対して知事が交付します。障がいの程度によりＡ１（最重度）Ａ２（重度）Ｂ１（中度）Ｂ２（軽度）の区分があり、各種支援が受けられます。

●**手続のしかた**　写真１枚（上半身、無帽、タテ４cm×ヨコ３cm）、マイナンバーのわかるものをご持参のうえ申請してください。

※申請時に面接判定日の予約をします。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付する手帳です。障がいの程度により１級、２級、３級の区分があり、等級は医師の意見を参考にして知事が決定し、各種支援が受けられます。

●**手続のしかた**　医師の診断書（初診日から６ヶ月以上経過したもの）または年金証書等（精神障がいを理由に受給している場合のみ）、写真１枚（上半身、無帽、タテ４cm×ヨコ３cm）、マイナンバーのわかるもの、本人確認書類をご持参のうえ申請してください。

各種障害者手帳の申請窓口は
社会福祉課障がい福祉係です
TEL058－383－1126

3. 障がい児者の手当

（手帳の取得に関係なく対象となる場合がありますので担当窓口へご相談ください。）

(1) 特別障害者手当

●対象となる方　心身に重度の障がいが重複してあるか、またはそれと同じ程度の状態にあるため、常に特別の介護を必要とする20歳以上の方で、施設に入所または、病院等に３ケ月以上入院していない場合（ただし、本人および扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、手当は支給されません。）

●内　　容　５月、８月、11月、２月の年４回に分けて手当を支給します。

●窓　　口　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(2) 障害児福祉手当

●対象となる方　心身に重度の障がいがあるため、常に介護を必要とする20歳未満の方で、施設に入所していない場合。身体障害者手帳１級程度、療育手帳Ａの一部または、上記と同程度の障がい児の方（ただし、本人および扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、手当は支給されません。）

●内　　容　５月、８月、11月、２月の年４回に分けて手当を支給します。

●窓　　口　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(3) 各務原市障害児福祉手当

●対象となる方　身体障害者手帳１級、２級、３級又は、療育手帳Ａ１、Ａ２、Ｂ１又は、精神障害者保健福祉手帳１級、２級を所持しているか、療育手帳Ｂ２かつ身体障害者手帳４～６級を所持している20歳未満の方で、施設に入所していない場合（ただし、本人および扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、手当は支給されません。）
国の障害児福祉手当の支給要件に該当する方は除かれます。

●内　　容　５月、８月、11月、２月の年４回に分けて手当を支給します。

●窓　　口　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(4) 特別児童扶養手当

●対象となる方　心身に障がいがあるため介護を必要とする、20歳未満の方を養育している父、母または、養育者でその障がいのある方が施設に入所していない場合。身体障害者手帳１、２、３級と４級の一部、療育手帳ＡとＢの一部または、上記と同程度の障がい者の方（ただし、本人および扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、手当は支給されません。）

●内　　容　４月、８月、12月の年３回に分けて手当を支給します。

●窓　　口　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(5) 児童扶養手当

●対象となる方　父または母がいない家庭、父または母が重度障がい者などの家庭で、18歳未満の児童（満18歳に達する日の属する年度末まで）または20歳未満の重度心身障がい児を養育している母や父または養育している方（ただし、年金受給者の方は対象にならない場合があります。手当支給に際しては所得制限があります。）

●内　　容　奇数月の年６回に分けて手当を支給します。

●窓　　口　子ども家庭支援課　給付支援係　TEL058－383－7217

◎障害年金に関する相談

〔照会先〕岐阜南年金事務所（TEL058－273－6161）
市役所　市民課　国民年金係（TEL058－383－1113）

4. 障害者総合支援法によるサービス

障がい者や難病患者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、様々な福祉サービスや地域生活支援事業等を提供します。

サービスのしくみ

自立支援給付

障がい者・児

介護給付（障がい福祉サービス）
障がい程度が一定以上の人に生活上または療育上の必要な介護を行います。
- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 同行援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

（詳しくは６ページを参照）

訓練等給付（障がい福祉サービス）
身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。
- 自立訓練（生活・機能）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）
- 就労定着支援
- 共同生活援助（グループホーム）
- 自立生活援助

（詳しくは６ページを参照）

補装具費
補装具の購入、借受けや修理にかかる費用の助成（詳しくは11ページを参照）

自立支援医療
- 更生医療・育成医療・精神通院

（詳しくは10ページを参照）

地域生活支援事業

市町村等が障がい者を総合的に支援する体制をつくり、利用者の状況に応じて柔軟な対応が求められる様々な事業を行います。

- 相談支援（詳しくは21ページを参照）
- 意思疎通支援（詳しくは16ページを参照）（手話通訳者派遣等）
- 日常生活用具の給付（詳しくは12ページを参照）
- 移動支援（ガイドヘルプ）（詳しくは８ページを参照）
- 地域活動支援センター（詳しくは８ページを参照）
- 宿泊型生活訓練（詳しくは８ページを参照）
- 訪問入浴、日中一時支援（詳しくは８ページを参照）

◆介護保険サービスの利用が優先

介護保険サービスが利用可能な障がいのある方については、介護保険の要介護認定を申請していただくこととなります。ただし、その方の状況に応じて、介護保険サービスに無い障がい福祉サービスの利用や介護保険サービスとの併用などができます。

※介護保険サービスが利用できる方

①65歳以上の方（第１号被保険者）で市から支援や介護が必要と認定された方
②40歳から64歳の方（第２号被保険者）で特定疾病が原因で市から支援や介護が必要と認定された方

※介護保険サービスを優先していただくサービス

- 居宅介護（ホームヘルプ）・短期入所（ショートステイ）・生活介護・施設入所支援
- 補装具（車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえなど）
- 日常生活用具（特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、住宅改修費など）
- 訪問入浴

※介護保険サービスに無い障がい福祉サービスは利用できます。

- 外出支援（同行援護、行動援護、移動支援）
- 自立・就労支援（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型、就労継続支援Ａ型、就労定着支援、自立生活援助）

(1) 障がい福祉サービス(自立支援給付)の内容

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活ができるための障がい福祉サービスで、障害支援区分の必要な介護を伴う「介護給付」と、主に訓練や就労に向けての「訓練等給付」があります。

事業所一覧

①訪問系サービス…在宅等で受けられるサービス

給付の種類	サービスの名称	内　　容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事、通院時の付添いなどの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	同行援護	重度の視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方に対して、移動に同行して必要な視覚的情報を提供したり（代筆・代読等）必要な方には排泄、食事等の身体介護の支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
	短期入所(ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

事業所一覧

②日中活動系サービス…施設などで昼間の活動を支援するサービス（おおむね18歳以上の方）

給付の種類	サービスの名称	内　　容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、療養、介護の世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練(生活・機能)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。 生活訓練…入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練 機能訓練…理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。（利用開始時65歳未満）
	就労継続支援(A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な人に就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会を、知識や能力の向上のための訓練を行います。 A型…雇用契約に基づいて給与を受け取ります。（利用開始時65歳未満） B型…雇用契約を結ばず作業による工賃を受け取ります。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に対して、事業所・家族との連絡調整などの支援を一定の期間にわたり行います。

事業所一覧

③居住系サービス…住まいの場としてのサービス（おおむね18歳以上の方）

給付の種類	サービスの名称	内　　容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排泄、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、日常生活上の相談に加えて、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助をします。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者で理解力や生活力などに不安のある人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時通報を受け、必要な情報の提供や助言などを行います。

◎ 障がい福祉サービス（自立支援給付）の利用手続き

サービスの利用に当たっては、事前に市または指定特定相談支援事業所（23ページ参照）に相談してください。その結果、サービスが必要な場合は下記窓口に申請してください。

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階で

①障がい者の心身の状況（障害支援区分１～区分６）
②社会活動や介護者、居住等の状況
③サービスの利用意向
④訓練・就労に関する評価

を把握した上で、支給決定を行います。（介護給付の場合は、医師の意見書も必要です）

●**手続のしかた**　マイナンバーのわかるもの、本人確認書類をご持参のうえ申請してください。
●**窓　　口**　社会福祉課　障がい支援係　TEL058－383－1252

◆支給申請の手続き

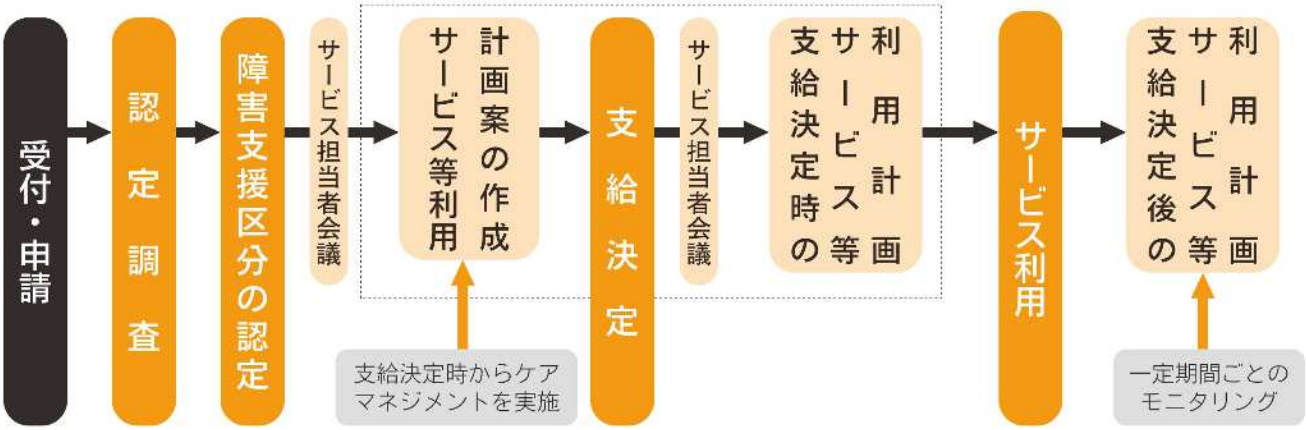

※18歳以上の障がい者は、認定調査を行い、介護給付サービスを希望される方には障害支援区分（区分１～区分６）を認定します。
※18歳未満の障がい児の場合は原則として障害支援区分は判定されず、市から勘案事項の聞き取り調査などを基に区分１～区分３、重症心身の区分とサービスの支給決定を行います。
※サービスを利用される方は相談支援事業者による「サービス等利用計画」の作成が必要です。

◆サービス利用の手続き

支給が決定したら、サービスを利用する事業者を選択して、サービス利用に関する契約を結び、受給者証を提示してサービスを利用します。なお、事業者等についての相談も、市の相談事業を利用して相談してください。

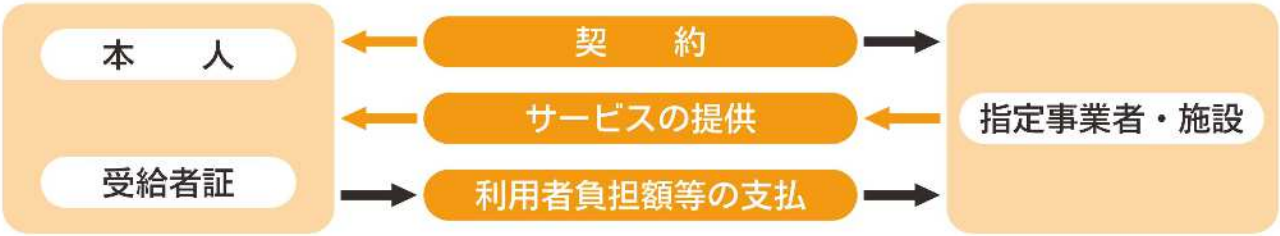

◎ 利用者負担

サービスを利用したら、原則として費用の１割を支払います。ただし、所得に応じて上限が定められ、負担が重くなりすぎないようになっています。

食費などの実費は自己負担です。

①サービス費用の１割　＋　②食事など実費分

●「サービス費１割」の月額上限額

所得区分		利用者負担月額上限額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯	【者】利用者本人と配偶者が非課税 【児】世帯全員が非課税	0円
市民税課税世帯1	【者】利用者本人と配偶者の市民税の所得割額の合計が16万円未満	9,300円／月
	【児】世帯全員の市民税の所得割額の合計が28万円未満	4,600円／月
市民税課税世帯2	【者】利用者本人と配偶者の市民税の所得割額の合計が16万円以上	37,200円／月
	【児】世帯全員の市民税の所得割額の合計が28万円以上	

※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は市民税課税世帯の場合、「課税世帯２」となります。

(2) 地域生活支援事業の内容

障がい児者の地域生活を支えるための、市独自の給付事業を行っています。（※認定調査や障害支援区分は不要です。）

①訪問系サービス…在宅等で受けられるサービス

サービスの種類	事業内容
移動支援（ガイドヘルプ）	屋外での移動が困難な方に対して、ガイドヘルパーを派遣して外出支援を行います。障がい福祉サービスの「行動援護」、「同行援護」、「居宅介護の通院等介助」の対象にならなかった方への外出支援です。
訪問入浴	入浴が自宅の浴槽では困難な人に事業者が入浴器具を持って自宅を訪問し、入浴の支援を行います。（医師の意見書が必要）

②日中活動系サービス…施設等で昼間の活動を支援する等のサービス

日中一時支援		日中に介護する人がいない、又は家族が休息したい場合に、一時的（宿泊を伴わない）に施設を利用することで、施設が一時的な見守りを行います。
地域活動支援センター		創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。（おおむね18歳以上）
	デイサービス	社会参加を希望する在宅障がい者に対して、創作活動、レクリエーション等を通じて交流の場を提供します。
	小規模作業所	一般企業等への就労が困難な人が働く場として、作業をとおして自活に必要な訓練を少人数で行います。

③居住系サービス共同生活、一人暮らしをするために必要な訓練を受けるサービス

宿泊型生活訓練	世話人の援助を受けながら2～3人で寝泊りし、共同生活をするために必要な家事等の訓練を行います。

●手続のしかた　マイナンバーのわかるもの、本人確認書類をご持参のうえ申請してください。
●利　　用　利用できる事業所は市の指定を受けたところです。（事業所一覧は25ページを参照）
●費　　用　原則として、障がい福祉サービスに準じた利用者負担が必要です。
●窓　　口　社会福祉課　障がい支援係　TEL058－383－1252

5. 障がい児通所支援サービス

事業所一覧

18歳未満の障がい児を対象に、通所のサービスを提供します。

●サービスの内容

サービスの種類	対　象　児	事　業　内　容
児童発達支援	未就学の障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能を与えたり、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 肢体不自由等の障がい児に、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などで、児童発達支援、または放課後等デイサービスを受けるために外出するのが著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能を与えたり、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
放課後等デイサービス	18歳未満の就学している障がい児	授業終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校（小学部）に在籍している障がい児	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応等のための専門的な支援を行います。

●**手続きのしかた**　マイナンバーのわかるもの（申請者と障がい児本人）、申請者の本人確認書類をご持参のうえ申請してください。

※市から勘案事項の聞き取り調査などを基に区分１～区分３、重症心身の区分とサービスの支給決定を行います。

※サービスを利用される方には、相談支援事業者による「障害児支援利用計画」の作成が必要です。

●**費　　用**　原則として、障がい福祉サービスに準じた利用者負担が必要です。

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい支援係　TEL058－383－1252

6. 障がい児者の医療

(1) 重度心身障がい者医療費助成

重度障がい者の経済的負担を軽減し、健康と福祉の増進を図るために保険適用される医療費の自己負担金（高額療養費自己負担限度額まで）を助成します。（県内医療機関窓口は無料・県外医療機関は償還により助成）
※ただし、本人、配偶者または扶養義務者で主として本人の生計を維持する方の所得制限があります。

●**対象となる方**　①身体障害者手帳１～３級を持っている方
②療育手帳Ａ・Ａ１・Ａ２・Ｂ１を持っている方
③精神障害者保健福祉手帳１・２級（有効期限内）を持っている方
④療育手帳Ｂ２と身体障害者手帳４～６級を併せ持っている方
⑤身体障害者手帳４級を持っている方で戦傷病者手帳の特別項症から第４項症の方

●**手続のしかた**　①～⑤に該当する手帳、健康保険証、預貯金通帳、マイナンバーのわかるものをご持参のうえ申請してください。

●**窓　　口**　医療保険課　医療保険係　TEL058－383－1128

◎後期高齢者医療（障がい認定）について

一定の障がいがある65歳から74歳の方が認定を受けることができます。医療保険課で申請してください。
また75歳になるまではいつでも撤回でき、申し出日翌日から他の医療保険制度への加入が必要となります。

(2) 自立支援医療（更生医療・育成医療）

身体上の障がいに対し、日常生活能力等の回復又は障がいの軽減、改善するために医療が必要なときは、成人（18歳以上）の場合は更生医療、児童（18歳未満）の場合は育成医療を指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）で受けられます。

●**対象となる方**　更生医療…身体障害者手帳を持っている18歳以上の方
育成医療…身体に障がいがあるか、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められ確実に治療効果が期待できる18歳未満の児童

●**費用の自己負担**　原則、医療費の１割負担（世帯の課税状況により負担が軽減）

●**手続のしかた**　指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）の意見書、身体障害者手帳、健康保険証、マイナンバーのわかるもの、本人確認書類をご持参のうえ申請してください。

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(3) 自立支援医療（精神通院）

自立支援医療（精神通院）は、精神障がいのある方の通院医療を促進し、なおかつ適正医療を普及させるために、その医療費に要する費用のうち、「医療保険分と自己負担の10%分」を除く費用を公費で負担する制度です。

●**対象となる方**　精神の病気で通院治療を受けている方

●**費用の自己負担**　原則、医療費の１割負担（世帯の課税状況により負担が軽減）

●**手続のしかた**　自立支援医療（精神通院）の診断書および「重度かつ継続」に関する意見書（該当する場合）、健康保険証、マイナンバーのわかるもの、本人確認書類等をご持参のうえ申請してください。（１年毎の更新が必要です。診断書の添付は２年に１度です。）

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

◎下記の制度の相談・申請は岐阜保健所（TEL058－380－3004）で行っています。

◆**難病医療費助成制度**

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立と医療費の負担軽減を図るため、国の定める基準に従って県が認定した方に対して、その治療に係る医療費の一部を公費で負担する制度です。

7. 生活を支える福祉用具の給付

(1) 補装具費の支給

身体上の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするため補装具の購入、借受けまたは修理に要する費用を支給します。

●**対象となる方**　障害者総合支援法により支給の対象となる身体障害者手帳を持っている方および難病により対象となる方（ただし、介護保険制度から同一種目の貸与を受けることができる方は、この制度による助成を受けられない場合があります。）

●**補装具の種類**　**肢体不自由**‥義肢・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ・座位保持いす・起立保持具など
視覚障がい‥視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡など
聴覚障がい‥補聴器
内部障がい‥車いす・電動車いすなど

●**手続のしかた**　マイナンバーのわかるもの、本人確認書類をご持参のうえ、事前に申請してください。
なお、補装具の種類により、必要な書類が異なります。

●**費　　用**　種類別に基準額が定められています。
利用者負担は原則として１割です。（非課税世帯は無料です。）

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126
▶判定機関　岐阜県身体障害者更生相談所　TEL058－231－9715

◆車いす・松葉杖の貸出し（社会福祉協議会）

各務原市社会福祉協議会で車いす・松葉杖の貸出しを行っています。
各種団体から寄付された車いすを病院からの一時退院や行楽、リハビリなどに利用できます。

（貸出期間）　車いす・松葉杖の貸出期間は、最長１か月までです。
（利用料金）　利用料は無料です。
（他法優先）　車いすを借用する方が、他の法律等によりその便宜が受けられる場合は他法を優先するものとします。ただし、法律の手続きに時間がかかる場合は、その期間は利用することができます。
（窓　　口）　市社会福祉協議会（総合福祉会館２階）　TEL058－383－7610

(2) 難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な発育や、コミュニケーション能力等の習得を促進するため、補聴器の購入等に要する費用を助成します。

●**対象となる方**　両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満または一側耳の聴力レベルが70デシベル以上の児童で身体障害者手帳の交付対象とならない、補聴器の装用によって言語の習得等について一定の効果が期待できると医師が判断した方（ただし、扶養義務者の所得が一定以上ある時は助成の対象となりません。）

●**手続のしかた**　医師の意見書、見積書、本人確認書類をご持参のうえ購入前に申請してください。

●**費　　用**　種類別に基準額が定められています。
利用者負担は原則として１割です。（非課税世帯は無料です。）

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(3) 日常生活用具の給付

在宅の障がい者等の日常生活を容易にするため、障がいおよび程度に応じて日常生活用具を給付します。

●**対象となる方**　障害者総合支援法により給付等の対象となる在宅の障がい者等（ただし、介護保険制度から同一種目の貸与を受けることができる方を除きます。）

●**用具の種類**　**介護・訓練支援用具**……特殊寝台・移動用リフト・訓練いす(児)・訓練用ベッド(児)など

自立生活支援用具……入浴補助用具・便器・一本杖（歩行補助杖）・頭部保護帽・特殊便器・火災警報器・聴覚障害者用屋内信号装置など

在宅療養等支援用具……透析液加温器・電気式たん吸引器・視覚障害者用体温計（音声式）・非常用電源装置など

情報・意思疎通支援用具‥視覚障害者用時計・視覚障害者用ポータブルレコーダー・点字器・携帯用会話補助装置・地デジラジオ・人工喉頭（人工鼻）など

排泄管理支援用具……ストーマ装具・紙おむつ・収尿器など

住宅改修費……居宅生活動作補助用具（14ページ参照）

●**手続のしかた**　見積書等、マイナンバーのわかるもの、本人確認書類をご持参のうえ購入前に申請してください。

●**費　　用**　種類別に基準額が定められています。利用者負担は基準額の１割です。（非課税世帯は無料）ただし、一本杖、頭部保護帽、点字器、人工喉頭、ストーマ装具、紙おむつ、収尿器の利用者負担はありません。

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(4) 日常生活用具の給付（小児慢性特定疾病児童等）

小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童等の日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。

●**対象となる方**　小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた児童で、在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方（ただし、障害者総合支援法など他の施策の対象になる方を除きます。）

●**対象用具**　特殊寝台、入浴補助用具、車いす、電気式たん吸引器、パルスオキシメーターなど

●**手続のしかた**　小児慢性特定疾病医療受給者証（保健所発行のもの）、見積書等をご持参のうえ購入前に申請してください。

●**費　　用**　世帯の所得に応じて国の定めた一定の自己負担があります。

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

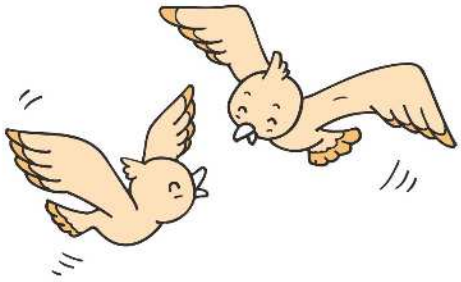

(5) ニュー福祉機器購入費の助成

障がい者の生活向上のため、パソコン等の先進的な福祉機器を購入する場合に購入費の一部を助成します。

●**対象となる方**　身体障害者手帳を持っている在宅の方

●**対 象 機 器**　パソコン・音声ＩＣタグレコーダー・音声血圧計など、障がいの内容、等級により対象機器が定められています。（県の手引書参照）

●**手続のしかた**　見積書等、本人確認書類をご持参のうえ購入前に申請してください。

●**助　成　額**　機器によって定められた額を基準に、購入後一部を助成します。

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(6) 紙おむつ券（紙おむつ購入費の助成）

在宅で常時紙おむつを使用している重度障がい者（児）の方に、紙おむつ購入費用の一部を助成します。

●**対象となる方**　特別障害者手当又は障害児福祉手当（国の福祉手当）を受給している在宅の重度障がい者（児）の方。もしくはそれに準ずる状態にある方（ただし、日常生活用具給付事業により紙おむつの給付を受けられる場合、紙おむつ等購入助成事業（高齢者）により紙おむつ等購入助成券の支給が受けられる場合は対象外です。）

●**手続のしかた**　マイナンバーのわかるもの、本人確認書類をご持参のうえ申請してください。（継続対象者には毎年３月に通知します。）

●**助　成　額**　月額3,000円のチケット（購入助成券）を前期（４～９月）と後期（10～３月）の２回に分けて交付します。
協力機関（市薬業会に加盟する薬局・薬店等）を通じて購入してください。

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

8. 住宅・在宅支援

(1) 住宅改善費の助成

在宅の重度障がい者の自立生活の促進、介護者の負担の軽減を図るため、障がいのある方に適した住宅への改善整備費の一部を助成します。

●**対象となる方**　①身体障がい者
- 肢体不自由　上肢１級～３級、下肢１級～３級、体幹１級～２級
- 視覚障がい　１級～２級
- 内部障がい　１級～２級で障害者総合支援法により車いすの交付を受けている方

②知的障がい者
- 療育手帳　A、A１、A２
（ただし、高齢者住宅改善助成事業の対象となる方を除く。）

●**手続のしかた**　工事見積書、図面、写真等、本人確認書類をご持参のうえ事前に中請してください。中請後、担当者が訪問調査等をして決定します。
なお、住宅改善助成事業の中請にあたっては、介護保険制度及び日常生活用具給付等事業の併用（優先適用）についてご留意ください。

●**助成限度額**　70万円（ただし、年齢、障がいの種類により助成限度額が異なります。また、生計中心者の前年度所得税額により助成率が異なります。）

●**備　　考**　利用は該当住宅につき、原則として１回です。

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

◎日常生活用具給付等事業での住宅改修

１級～３級の下肢、体幹機能障がいまたは乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障がい等を有する方が、手すり、スロープ等障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に軽易な住宅改修を伴う場合

(2) 避難行動要支援者支援

災害発生時や災害が発生するおそれのある場合に、高齢者や障がい者など自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）が円滑かつ迅速に避難できるよう支援するために、災害対策基本法の規定により、「避難行動要支援者名簿」を整備しています。

●**避難行動要支援者名簿に掲載される要件（障がい者）**

①身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持している方（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する方を除く）

②療育手帳A、A１、A２を所持している方

③精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持している方

④上記に該当しない方で、本人が希望し、市長が支援の必要性を認めた方

●**窓口**　防災対策課　TEL058－383－1190

(3) 重度障がい者ごみ出し支援

在宅で生活をしており、自ら家庭系ごみをごみ集積所に排出することが困難で、かつ他の者の協力を得ることができない障がい者世帯を対象にごみ出し支援を行っています。

●**対象となる方**　障害福祉サービスを利用しており、次の①②のいずれかに該当する世帯（ただし、高齢者等在宅支援事業によるごみ出し支援が受けられる場合は対象外です。）
①居宅介護の家事援助を利用する障害支援区分５または６の障がい者のみの世帯
②同行援護を利用する視覚障がい者のみの世帯

●**手続のしかた**　本人確認書類をご持参のうえ事前に中請してください。

●**備　　考**　利用は原則として週１回です。

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

9. 外出・社会参加への支援

(1) 福祉タクシー乗車券(タクシー料金の助成)または福祉給油票(自動車燃料費の助成)

歩行困難等により日常生活に著しい制限を受ける在宅の重度障がい者の方に対し、社会活動の範囲を広げるためタクシー料金または自動車燃料の一部を助成します。

①タクシー券

乗車料金（距離制運賃の中型初乗り運賃相当額）とお迎え料金（迎車回送料金相当額）をセットにしたチケットを年間36枚（月３枚）交付します。

②給油票（自己所有または同一世帯者所有の自動車を自ら運転または同世帯者が運転する場合）

1,000円のチケットを年間24枚（月２枚）交付します。

※ただし、両チケットの併用はできず、市内等の指定事業所を利用する場合に限ります。

●**対象となる方**　身体障害者手帳１級、下肢・上肢・体幹機能の障がいで２級もしくは下肢・上肢・体幹機能障がいを主たる障がいとして他の障がいと合算して２級の身体障害者手帳、療育手帳Ａ及びＡ１、精神障害者保健福祉手帳１級を所持する在宅の方（施設入所、入院の方は原則対象外）

●**手続のしかた**　以下をご持参のうえ申請してください。
①タクシー券…本人確認書類
②給　油　票…運転免許証、車検証、本人確認書類

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(2) 自動車運転免許取得費の助成

身体障がい者、知的障がい者が社会参加や就労等のため自動車を必要とし、第１種普通運転免許を取得する場合に、免許取得費を次の範囲内で助成します。

●**対象となる方**　身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている18歳以上の方で、免許の取得日において、市内に住所がある方

●**手続のしかた**　運転免許証を取得後、運転免許証、教習費用の領収証、身体障害者手帳または療育手帳、マイナンバーのわかるものをご持参のうえ申請してください。

●**助成限度額**　経費の２/３以内（ただし、10万円を限度）

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(3) 自動車改造費の助成(本人運転)

身体障がい者、知的障がい者が社会参加や就労等のため自動車の操行装置および駆動装置等の一部を改造する必要がある場合に、改造費用を次の範囲内で助成します。

●**対象となる方**　身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている18歳以上の方で、自ら所有し、運転する自動車の操向装置（ハンドル、方向指示器等）、駆動装置（ブレーキ、アクセル等）等の一部を改造する方

●**手続のしかた**　見積書等、身体障害者手帳または療育手帳、マイナンバーのわかるものをご持参のうえ申請してください。

●**助成限度額**　10万円を限度（ただし、特別障害者手当の所得制限を越えない世帯に限る）

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(4) 介助用自動車購入費等の助成(介助者運転)

車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者が利用するため、介助者が運転する自動車をリフト付き等に改造または購入する場合、対象（改造等に要する）経費を次の範囲内で助成します。（ただし、自動車改造費の助成との併給不可）

●**対象となる方**　1～2級の両下肢、体幹機能障がいで移動に車いす等を使用している身体障がい者のいる世帯

●**手続のしかた**　①運転免許証、身体障害者手帳、見積書等をご持参のうえ事前に申請してください。
②改造後、車検証の写し、領収書の写し、改造部分の写真等を提出してください。

●**助成限度額**　対象経費の２/３（助成上限24万円）を助成。（ただし、特別障害者手当の所得制限を越えない世帯に限る）

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(5) 意思疎通支援

①手話通訳者等の派遣

聴覚や音声・言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳及び要約筆記の方法により意思疎通の円滑化を図り、公的機関等での相談手続き、医療機関への受診、各種行事等への参加などの日常生活を支援するため、市に登録された手話通訳者・手話奉仕員、要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣事業を実施しています。

●**対象となる方**　市内に住所があり、身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者、音声もしくは言語機能障がい者

●**手続のしかた**　利用希望日の１週間前までに社会福祉課へ申請してください。（ただし緊急の場合は、この限りではありません。）

●**費用負担**　派遣に要する費用負担はありません。ただし、駐車料金等移動に関して個別に要した経費は、申請者が負担してください。

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126　FAX058－389－3353

②手話通訳相談員の設置

聴覚障がい者等に対し、手話通訳を通じて日常生活における様々な相談に応じるとともに、手話通訳者、要約筆記者等の派遣調整を行います。

③点字広報・声の広報

「広報かかみがはら」や「社協かかみがはら」の点訳版、音訳版をボランティア団体の協力により発行し、視覚障がい者の方など希望者に配布しています。ご希望の方はお申し出ください。

●**窓　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(6) Net119緊急通報システム

消防本部では、聴覚や音声・言語機能に障がいのある方など、音声での119番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォンやタブレット端末を使って119番通報ができるサービスを行っています。

●**対象となる方**　市内に居住又は勤務する聴覚障がい者、音声もしくは言語機能障がい者

●**手続のしかた**　所定の申請書による事前の利用者登録が必要です。

●**窓　　口**　消防本部　消防課司令室　TEL058－371－0119　FAX058－382－5359
社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126　FAX058－389－3353

(7) ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

ヘルプマークは、義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、バッグ等に身に付けることで、周囲の方に手助けを必要とすることや「見えない障がい」への理解を求めるものです。ヘルプカードは、援助を必要とする方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカードです。岐阜県で導入し、配布するものです。

●**配布場所**　1．各市町村障がい福祉担当課（各務原市は社会福祉課）
　　2．各務原市の市民サービスセンター
　　3．県事務所福祉課（西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃、恵那、飛騨）
　　4．岐阜県庁障害福祉課

●**配布方法**　・上記の窓口で、お一人につき１個または１枚を配布します。
　　・ご家族や支援者等の代理人による受取も可能です。
　　・郵送による配布は行っておりません。

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(8) 見守りシールの配布

知的や精神に障がいのある方が、外出中に行方不明になった場合の早期発見や保護ができるよう、「見守りシール」を配布します。このシールをご本人の衣服や持ち物などに貼り付けておき、行方不明となった場合に、印刷されているＱＲコードを発見者がスマートフォンなどで読み取ることによって、ご家族等に発見場所を知らせることができます。

●**対象となる方**　市内に住所があり、在宅生活をしている方のうち、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障がい福祉サービス利用者、障がい児通所支援利用者で、行方不明になるおそれのある方（ただし、認知症者外出支援事業の見守りシール配布事業の対象となる方は除きます。）

●**手続のしかた**　所定の申請書と登録シートを提出してください。

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(9) 盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費の助成

視覚、聴覚、肢体不自由の方の日常生活と外出を助ける盲導犬・聴導犬・介助犬の飼育費の一部を助成します。

●**助成額**　4,000円／月

●**窓　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(10) 一日社会見学

障害者手帳（身体・療育・精神保健福祉）所持者とその介護者を対象に、相談員やボランティアの協力により年１回、障がい者（児）一日社会見学を実施します。広報紙で実施内容のお知らせと参加者の募集をします。

●**窓　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(11) 精神障がい者のグループワーク

地域で生活する精神障がいの方の生活リズムを整え、仲間づくりや生活意欲を高めることを支援するため、小グループでの創作活動、レクリエーション、調理等の活動を行います。

●**開催場所**　総合福祉会館

●**開 催 日**　第１金曜日

●**スタッフ**　地域活動支援センターの精神保健福祉士、ボランティア

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい支援係　TEL058－383－1252

(12) 更生訓練費の給付

障がい者の社会復帰の促進を図るため、障がい福祉サービスの中の「就労移行支援事業」、又は「自立訓練事業」を利用する人を対象に、更生訓練費を支給します。

●**対象となる方**　就労移行支援事業、自立訓練事業利用者のうち、利用者負担額が生じない方

●**支 給 月 額**

訓　練　事　業	訓練に従事した日が15日以上の場合	訓練に従事した日が15日未満の場合
就労移行支援事業 （あんま、はり、きゅう科）	14,800円	7,400円
就労移行支援事業 （あんま、はり、きゅう科を除く）	3,150円	1,600円
自立訓練事業	2,100円	1,050円

●**手続のしかた**　預貯金通帳、本人確認書類をご持参のうえ申請してください。
なお、請求時には当該施設長の証明を受けてください。

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(13) 福祉サービス事業所通所交通費の助成

障がい者が公共交通機関（鉄道・バス）を利用して福祉サービス事業所に通うために要する交通費の一部を助成します。

●**対象となる方**　公共交通機関を利用して自宅等から福祉サービス事務所に通う障がい者

●**手続のしかた**　通所施設の証明を受けた申込書を提出してください。
申込書提出後、毎年度上半期分は10月５日までに、下半期分は３月31日までに所定の助成申請書を提出してください。

●**助　成　額**　交通費実費の１／２

●**窓　　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(14) 福祉有償運送

障がい者や要介護高齢者等で移動に制約があり公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、社会福祉法人やＮＰＯにより、社会参加の機会や日常的な外出支援等のために福祉移送を提供する「福祉有償運送事業」が実施されています。利用には各事業所への事前登録等が必要となり、また料金等も異なっています。

●**実施事業所**

団　体　名　等	所　在　地	電　話
各務原市社会福祉協議会	各務原市那加桜町2－163	058－383－7610
福祉サポートセンターかかみがはら	各務原市鵜沼三ツ池町5－173－1	058－379－1268
ほおずきの会	各務原市上中屋町2－183	058－382－2201
ピッコロ	各務原市鵜沼朝日町3－136	058－384－6215
ぎふ市民協おでかけ支援センター各務原	各務原市蘇原中央町2－18	070－5640－9708
ギフ福祉ネットワーク東部	岐阜市野一色4－15－12	058－248－6050
生活サポート・助け足ネット	岐阜市北山1－13－18	058－243－5306

10. その他の事業

(1) 施設利用料金の割引

次の施設利用について、利用料金の割引がありますので、入場の際、障害者手帳を提示してください。
詳細は各施設にご確認ください。また、他市町村の施設については、施設もしくは当該自治体窓口等へお尋ねください。

施設名	所在地	入場料等（円）			障がい者利用料金(円)または、割引率等	
					本人	介助者
市民プール TEL(058)370－6506 FAX(058)370－6507	〒509-0143 鵜沼小伊木町4-300	温水プール（1人1回）	一般	500	各手帳所持者は半額免除	第1種障がい者又は介護が必要と認められる障がい者を介護する者は半額免除
			シルバー・高校生	300		
			小・中学生	100		
		屋外プール 50mプール（1人1回）	一般	800		
			シルバー・高校生	500		
			小・中学生	300		
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館（空宙博（そらはく）） TEL(058)386－8500 FAX(058)386－9912	〒504-0924 下切町5-1	大人		800	障がい者及び介護者1人は個人料金の半額	
		シルバー・高校生		500		
リバーサイド21（パターゴルフ） TEL(058)386－8722	〒504-0923 前渡西町1079	1ラウンド（18ホール）	一般	800	500	
			シルバー	600	500	
			中学生以下	400	300	
		回数券（6枚つづり）	一般	4,000	2,500	
			シルバー	3,000	2,500	
			中学生以下	2,000	1,500	
世界淡水魚園水族館 アクア・トト ぎふ TEL(0586)89－8200 FAX(0586)89－8201	〒501-6021 川島笠田町1453 河川環境楽園内	1回券	大人 1,540	小学生 770	障害者手帳をお持ちの方と付添者1名は個人1回券がそれぞれ半額	
			中学生・高校生 1,130	幼児(3歳以上) 380		

(2) 図書館のサービス

①郵送による貸出‥‥歩くことが困難な身体障がい者（1～3級）は、1回の郵送で2キログラム以内、1カ月間借りられます。また、視覚障がい者に限り、録音図書を20冊まで、1カ月間借りられます。（どちらも郵送料は市が負担）

②録音図書・点字図書‥‥視覚障がい者用の録音図書（音声デイジー図書）、点字図書があります。また、録音図書の再生機器を、中央図書館の対面読書室で利用できます。

③大活字図書など‥‥大きな文字で書いてあるなどの読みやすい本が、中央図書館、中央ライフデザインセンター図書室、もりの本やさんにあります。

④拡大鏡・拡大読書器‥‥中央図書館1階に拡大鏡、2階に拡大読書器があります。

⑤電子図書館‥‥音声読み上げ機能付きの本や、紙芝居、「うごく絵本」など、動画や音声で楽しめるコンテンツがあります。また、文字の大きさや色を変更することができます。

⑥特別開館‥‥休館日（館内整理日）の午後を開館します。（予約制）

●窓口　中央図書館　TEL058－383－1122　FAX058－371－1145

(3) 選挙

◎郵便等投票

身体障害者手帳をお持ちの方で次の表に該当する場合、投票所に行かずに郵便等で投票できる制度があります。ただし、事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要がありますので、この制度を利用したい方は、選挙管理委員会へお尋ねください。

障がい種別	手帳の等級
両下肢・体幹・移動機能	1級、2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級、3級
免疫・肝臓	1級～3級

※上記以外に「介護保険の被保険者証」の要介護状態区分が要介護5の方、「戦傷病者手帳」を持っている方の一部も対象になります。

◎郵便等投票での代理記載制度

郵便等投票ができる方のうち、自ら投票の記載ができない方で次の表に該当する場合、あらかじめ届け出た方に投票に関する記載をさせることができます。ただし、事前の手続が必要ですので、この制度を利用したい方は、選挙管理委員会へお尋ねください。

●対象（郵便等投票の対象者で下記事項に該当される方）

障がい種別	手帳の等級
上肢・視覚	1級

※上記以外に「戦傷病者手帳」を持っている方の一部も対象になります。

◎投票支援カード

投票所では、代理投票やその他必要な支援を受けることができます。その際に口頭で伝えることが困難な方や苦手な方は「投票支援カード」を提示していただくと、必要な支援をスムーズに受けることができます。

以下よりダウンロードするか選挙管理委員会にお尋ねください。

投票支援カード　または市ウェブサイトで「投票支援カード」を検索

●窓口　選挙管理委員会事務局　TEL058－383－1119

11. 相談

- 福祉サービスの利用、生活の不安や悩み、家族関係や人間関係に関すること、就労に関することなどの福祉に関する様々な相談について、「各務原市基幹相談支援センター」等の相談機関、または相談支援事業者等（23ページを参照）に相談してください。
- 医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関と連絡調整しながら、必要な情報の提供や助言を行い、障がいのある方のよりよい暮らしを支援します。
- 要望または必要に応じて、自宅訪問や同行支援を行います。また、ご本人と関係機関による個別の支援会議を開催し、それぞれの要望に対応できる支援方法やサービス計画を検討します。

(1) 就労相談（障がい者就労支援コーディネーターによる相談）

ハローワークでの就労相談のほかに、身近な市で相談ができるように、「障がい者就労支援コーディネーター」を市（社会福祉課）に設置しています。就労への手続き、事業所との連絡のとり方、通勤の方法、職場での悩み等、障がい者に寄り添って支援、調整を行います。

●日　　時　毎週月・金曜日　午後１時30分～午後３時30分
●場　　所　市役所１階　社会福祉課　相談室
●相 談 者　障がい者就労支援コーディネーター
●窓　　口　社会福祉課　障がい支援係　TEL058－383－1252

(2) こころの相談

◎精神科医の出張による相談

こころの不安等、ご本人やご家族の方の相談に対応するため、精神科医師による「こころの健康相談」を月１回実施しています。

●日　　時　月１回・木曜日　午後２時45分～午後３時45分（予約制：１人30分程度、２人まで）
●場　　所　岐阜保健所または各務原市総合福祉会館
●相 談 者　精神科医
●窓　　口　岐阜保健所　健康増進課　TEL058－380－3004

◎メンタルヘルスの相談

こころの不調や死にたい気持ちを感じていたら、まずは誰かに相談しましょう。あなたの声を聞かせてください。

・岐阜いのちの電話
・日本いのちの電話連盟
・よりそいホットライン
・＃いのちＳＯＳ
・こころのダイヤル１１９番
・各務原市健康管理課
・ＳＮＳ相談

連絡先・相談時間など詳細

(3) 障がい者虐待相談

家族や施設、会社などから身体的・心理的虐待等を受けた場合は市の窓口に相談してください。

●窓　　口　各務原市基幹相談支援センター「障がい者虐待防止センター」
TEL058－389－7111　FAX058－389－7115　E-mail：k-kikan@gifu.email.ne.jp

(4) 障がい者差別・配慮に関する相談

障がいを理由とする不当な差別や、配慮してほしいことについての相談は市の窓口に相談してください。

●窓　　口　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(5) 成年後見制度利用支援

成年後見制度は認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方、または判断能力の不十分な方の財産、権利、法律行為などを守るために、家庭裁判所に申立て、成年後見人、保佐人、補佐人のいずれかを選任し、選任された方が本人の権利を守る制度です。

市では、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、二親等以内に親族がいない場合など、申立てをすることができない方に対して、市長が申立人となり、適切な後見人等が選任されるよう支援します。また、本人の収入、資産状況などから、審判請求費用および後見人等への報酬の支払いが困難な方に対して、申立費用及び後見人等への報酬を助成します。

●**窓　口**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

◆成年後見支援センター

親族や支援する地域の皆さんに、成年後見制度を知ってもらい、利用を支援するための相談窓口として下記の業務を行っています。

・**広報相談業務**

成年後見制度についてあらゆる相談を受け付けます。センターにお越しいただけない場合は自宅や施設、病院などに訪問することも可能です。

・**要援護者の支援**

認知症や知的障がい、精神障がいがあり、判断能力が不十分なために日常生活が困難な状況にある方について、法律や福祉の専門職とともに成年後見制度の活用を検討します。

・**利用支援**

成年後見制度の利用にあたり、必要な家庭裁判所への申立てに必要な、申立書類の書き方などの助言をします。また、後見人などが決定するまでの支援をします。

●**問い合わせ**　各務原市成年後見支援センター（総合福祉会館２階）　TEL058－322－5118

(6) 日常生活自立支援事業

判断能力や日常生活に不安のある方が、住み慣れた地域で安心した生活ができるように福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などをお手伝いします。

●**窓　口**　社会福祉協議会権利擁護センター（総合福祉会館２階）　TEL058－322－5118

(7) 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会が、障がい者世帯、低所得者世帯等に生業費、技能習得費、福祉費、住宅資金、修学資金、療養費などを貸し付けます。

●**窓　口**　社会福祉協議会　TEL058－383－7610

(8) 福祉サービスの苦情解決（岐阜県運営適正化委員会）

よりよい福祉サービスをめざし、利用者からの苦情相談を無料で受付けています。事業者と利用者との話し合いで解決できない問題など岐阜県運営適正化委員会が相談をお受けし、解決のお手伝いをします。

●**相　談　員**　弁護士、医師、社会福祉士、精神保健福祉士等の学識経験者が専門的立場で相談・助言を行います。

●**相 談 時 間**　土日・祝日・年末年始を除く　午前９時～午後４時　ファクシミリや電子メールは24時間受付。（電話相談は午後５時まで）

●**問い合わせ**　岐阜県運営適正化委員会（岐阜市下奈良２－２－１　県社会福祉協議会）
TEL058－278－5136　FAX058－278－5137
E-mail：tekisei@winc.or.jp

最新情報

(9) 指定特定相談支援事業所

名称	電話番号・FAX	所在地	対象者
各務原市福祉の里相談支援事業所	TEL：058－370－7500 FAX：058－370－7511	須衛稲田7	身体・知的・障がい児・難病
相談支援事業所ふらっと	TEL：058－389－5141 FAX：058－389－5141	蘇原興亜町4－4－1	精神
各務原市社協生活相談センターさぽーと	TEL：058－383－7610 FAX：058－382－3233	那加桜町2－163（総合福祉会館2階）	身体・知的・精神・障がい児・難病
障害者(児)相談支援センター飛鳥美谷苑	TEL：058－380－3102 FAX：058－380－3103	那加西市場町7－285－1	身体・知的・精神・障がい児・難病
相談支援センターはなぞの	TEL：058－383－8008 FAX：058－383－3852	蘇原花園町3－22	身体・知的・精神・障がい児・難病
相談支援センターbelief	TEL：058－372－3781 FAX：058－372－3782	鵜沼朝日町2－3－10	身体・知的・精神
相談室あめあがり	TEL：090－4259－7350	那加住吉町2－51 ADアパート203号	精神
相談支援ゆかり	TEL：058－385－6231 FAX：058－385－6231	鵜沼宝積寺町5－2	身体・知的・精神・障がい児・難病
相談支援事業所あさがお	TEL：058－372－9877 FAX：058－372－9878	那加信長町1－82	身体・知的・精神・障がい児・難病
相談支援センターMagical	TEL：058－260－6425 FAX：058－260－6406	テクノプラザ1－1 テクノプラザ109号室	身体・知的・精神・障がい児・難病
えみんぐ	TEL：080－9777－9827 FAX：058－227－0920	鵜沼山崎町3－95 K's HOUSE 102号室	身体・知的・精神・障がい児・難病
相談支援事業所あすの	TEL：058－382－9787 FAX：058－382－8630	那加北栄町28－1	身体・知的・精神・障がい児
相談支援事業所パッソ各務原	TEL：080－9723－9390 FAX：058－380－6681	那加西那加町15	身体・知的・精神・障がい児・難病
相談支援事業所ここさ	TEL：058－338－0753 FAX：058－338－0753	鵜沼朝日町5－7－1	身体・知的・精神・障がい児・難病
相談支援センターなないろ	TEL：080－4407－9676 FAX：058－372－3074	鵜沼各務原町9－206	身体・知的・精神
相談支援ひいらぎ	TEL：058－338－1557 FAX：058－338－7417	尾崎南町1－72	知的・精神・障がい児
ラルジュ各務原	TEL：058－257－5054 FAX：058－377－2648	那加桐野町1－142 マンションビクトリー	障がい児
相談支援事業所プラスケア	TEL：058－215－6699 FAX：058－322－5603	大野町4－12－2	障がい児
支援センターふなぶせ	TEL：058－213－8811 FAX：058－242－1820	岐阜市日野東4－10－18 （社団法人岐阜病院隣接）	知的・精神

(10) 主な相談機関

名称	電話番号・FAX	所在地	相談内容など
各務原市基幹相談支援センター すまいる	TEL：058－389－7111 FAX：058－389－7115	各務原市那加桜町1－69 （各務原市役所社会福祉課西隣）	福祉サービス全般に関する相談、日常生活に関する相談、就労に関する相談などあらゆる相談（障がいのある方の総合的な相談窓口）
各務原市社協生活相談センター さぽーと	TEL：058－383－7610 FAX：058－382－3233	各務原市那加桜町2－163 （総合福祉会館2階）	生活困窮、介護、ひきこもりなど、福祉に関するあらゆる相談
各務原特別支援学校地域支援センター	TEL：058－383－2455	各務原市那加雲雀町1	学校や家庭での困り感についてなど、発達に関する相談
身体障害者更生相談所	TEL：058－231－9715 FAX：058－231－9716	岐阜市鷺山向井2563－18 （県障がい者総合相談センター）	医師、義肢装具士、身体障害者福祉士などの専門職員による医学的・心理学的判定及び相談・指導
知的障害者更生相談所	TEL：058－231－9723 FAX：058－233－5133		心理職員などの専門職員による自閉症をはじめとした発達障がいに関する相談
精神保健福祉センター	TEL：058－231－9724 FAX：058－233－5133		医師、心理判定員、ケースワーカーなどの専門職員による医学的・心理的及び職能判定
発達障害者支援センター	TEL：058－233－5116 FAX：058－233－5131		医師、保健師、ケースワーカー、臨床心理士などの専門職員によるメンタルヘルスに関する相談
中央子ども相談センター	TEL：058－201－2111 FAX：058－295－2501	岐阜市鷺山向井2563－79 （ぎふ清流福祉エリア内）	障がい児の問題についての医師、心理判定員、ケースワーカーによる専門的、総合的な判定及び助言・指導や施設入所手続
岐阜保健所	TEL：058－380－3002 FAX：058－371－1233	各務原市那加不動丘1－1 （県健康科学センター）	精神科医、保健師によるこころの健康、アルコール、認知症などの相談
ハローワーク岐阜（公共職業安定所）	TEL：058－247－3211 FAX：058－247－7993	岐阜市五坪1－9－1	障がいのある方の就職、職業相談や職業紹介

岐阜障害者職業センター	TEL：058－231－1222 FAX：058－231－1049	岐阜市日光町6－30	障がいのある方の就職のための相談・支援、就職後の定着や復職の援助
清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ	TEL：058－215－8248 FAX：058－215－8029	岐阜市学園町2－33 （県障がい者総合就労支援センター）	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする方に対する相談、職場・家庭訪問
岐阜県障害者権利擁護センター	TEL：058－215－0618 FAX：058－215－0619	岐阜市下奈良2－2－1 （県福祉農業会館）	障がい者虐待に関する相談（主に使用者による障がい者虐待に関すること）
岐阜県障がい者差別解消支援センター	TEL：058－215－9747 FAX：058－277－7217	岐阜市下奈良2－2－1 （県福祉農業会館）	障がいを理由とする差別に関する相談
障害者110番	TEL：058－253－1881	岐阜市都通2－2 （岐阜市民福祉活動センター）	障がい者の権利擁護に係る相談やその他様々な相談に対応する常設相談窓口
岐阜南年金事務所	TEL：058－273－6161 FAX：058－274－9911	岐阜市市橋2－1－15	障害基礎年金、障害厚生年金等の相談

(11) 身体障害者相談員（令和6年3月1日現在）

身体に障がいのある方または、その家族からのいろいろな相談に応じ、福祉事務所など関係機関の業務への協力や地域の中心となって活動しています。

身体障害者相談員							
地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
那加	髙井　修	稲羽	岸川幸世	鵜沼	竹内龍男	蘇原	楠田真之
〃	今尾　登	〃	河田鎬次	〃	太田太佳恵	〃	河田としえ
〃	吉田正夫	鵜沼	森　節子	〃	鈴木清子	〃	渡邊康二
稲羽	五嶋正秀	〃	藤井國雄	〃	芝山道男	川島	酒井良子
〃	松尾清美	〃	三輪光子	〃	奥田眞州一	聴覚	横山節男

●**問い合わせ**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(12) 知的障害者相談員（令和6年3月1日現在）

知的障がい者の家庭における身近な問題について相談に応じるとともに、福祉事務所など関係機関の業務への協力や地域活動の中心となって活動しています。

知的障害者相談員							
地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
那加	中村勝行	鵜沼	田井直美	鵜沼	北野賢治	蘇原	髙橋寿子
〃	平野美智香	〃	竹内育美	〃	加藤　均		
〃	後藤秀仁	〃	池邊弘美	〃	伴　久恵		
鵜沼	大谷　弘	〃	金森依子	蘇原	御宿則子		

●**問い合わせ**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

(13) 民生委員・児童委員

生活にお困りの方をはじめとして、子ども、お年寄り、障がいのある方、母子家庭の方などの相談に応じたり、地域福祉活動の推進、さらに関係行政機関との協力などの幅広い活動をしています。市内には、231人の民生委員・児童委員が国より委嘱されています。（うち17名は主任児童委員）

●**窓　口**　社会福祉課　生活福祉係　TEL058－383－1125

(14) 各務原市障害者団体連合会（令和6年3月1日現在）

団体名	代表者等
各務原市身体障害者福祉協会	河田鎬次
各務原市視覚障害者協会	
各務原市聴覚障害者協会	横山節男
岐阜県難病団体連絡協議会各務原支部	足立時男
各務原市手をつなぐ育成会	大谷　弘
岐阜県原爆被爆者の会岐阜地区支部各務原分会	若杉清治
公益社団法人日本てんかん協会岐阜県支部各務原分会	池邊弘美
各務原市腎友会	猪股公平
各務原市たんぽぽの会	林　優子

●**問い合わせ**　社会福祉課　障がい福祉係　TEL058－383－1126

各務原市障がい児者 地域生活支援事業 事業所一覧（令和６年３月１日現在）

①訪問系サービス

最新情報

●移動支援

番号	事業所名	電話番号・FAX	所在地	対象者
1	各務原市社協訪問介護センター	TEL：058－383－7623 FAX：058－382－3233	那加桜町2－163 （総合福祉会館2階）	身体・知的・精神・障がい児
2	ニチイケアセンター各務原	TEL：058－380－2284 FAX：058－380－2286	蘇原瑞雲町3－28	身体・知的・精神・障がい児・難病
3	ＨａｎｄｓＣａｒｅ	TEL：058－322－6091 FAX：058－260－9590	つつじが丘5－61	身体・知的・精神・障がい児・難病
4	ヘルパーステーションラベンダー	TEL：058－379－3500 FAX：058－379－3538	緑苑中3－2－34	身体・知的・精神・障がい児・難病
5	訪問介護あい	TEL：058－372－3071 FAX：058－372－3074	鵜沼各務原町9－206	身体・知的・精神
6	訪問介護ステーション 楓	TEL：058－260－4788 FAX：058－260－4112	那加新加納町3350－1 サンロレンツォ3A	身体・知的・精神・障がい児・難病
7	ぽこあぽこ	TEL：058－372－6697 FAX：058－372－6697	蘇原東栄町2－123 COZY HOUSE 東栄1F西	身体・知的・障がい児
8	えみんぐ	TEL：058－227－0920 FAX：058－227－0920	鵜沼山崎町3－95 K's HOUSE 102号室	身体・知的・精神・障がい児・難病
9	ヘルパーステーション ライフプラス	TEL：058－322－5081 FAX：058－322－5083	鵜沼三ツ池町2－182－1 ダンヒル21－103	身体・知的・精神・障がい児・難病
10	移動支援 あん	TEL：058－389－1711 FAX：058－389－1480	各務原市蘇原花園町4－59	身体・知的・精神

●訪問入浴

番号	事業所名	電話番号・FAX	所在地	対象者
1	アサヒサンクリーン 在宅介護センター各務原	TEL：058－371－0588 FAX：058－371－0660	蘇原新栄町3－38－1	身体
2	アースサポート各務原	TEL：058－371－4511 FAX：058－371－4510	蘇原早苗町82	身体・知的・精神・難病

②日中活動系サービス

最新情報（18歳以上）　最新情報（18歳未満）

●日中一時支援

番号	事業所名	電話番号・FAX	所在地	対象者
1	未来育	TEL：058－322－2645	那加野畑町2－6	身体・知的・精神・障がい児
2	あすてっぷ	TEL：058－322－2718	鵜沼三ツ池町3－358－2	身体・知的・精神・障がい児
3	ぽこあぽこ	TEL：058－372－6697	蘇原東栄町2－123 COZYHOUSE東栄１F西	知的・精神・障がい児
4	くれよん	TEL：058－201－9040	各務東町4－94－1	身体・知的・精神・障がい児
5	ハッピー	TEL：058－372－3737	那加不動丘2－137－2	身体・知的・障がい児
6	デイサービス ありす	TEL：058－372－3633	鵜沼東町2－161	身体・知的・障がい児
7	サポートハウスひなた	TEL：058－372－2554	松が丘7－8	身体・知的・障がい児

8	くさぶえ	TEL：058－389－2065	那加東亜町35－6	知的・障がい児
9	プラス・ワン各務原	TEL：058－322－5600	大野町4－12－2	障がい児
10	どんぐりるーむ	TEL：058－227－3101	那加住吉町1－27 オフィスY&Yビル2階南	障がい児
11	重症児デイサービス ラパン	TEL：058－379－5061	各務山の前4－340－1	身体・知的・精神・障がい児
12	トライ☆アングル	TEL：058－372－5547	鵜沼朝日町3－187－7	身体・知的・精神・障がい児
13	ライオンの隠れ家鵜沼	TEL：0575－36－4578	鵜沼西町1－277	知的・精神・障がい児
14	地域生活支援事業學び舎いっぷう	TEL：050－8884－6390	蘇原早苗町80－8	知的・精神・障がい児
15	ぽこあぽこⅡ	TEL：058－325－8181	蘇原青雲町3－18－1	知的・精神

●地域活動支援センター（デイサービス）

番号	事　業　所　名	電話番号・FAX	所　在　地	対　象　者
1	きざはし	TEL：058－385－6231	鵜沼宝積寺町5－2	身体・知的・精神・難病
2	ふらっと	TEL：058－389－5141	蘇原興亜町4－4－1	精神
3	サーラほのぼの	TEL：058－386－7310	前渡東町2－56	身体・知的・精神・難病
4	ｂｅｌｉｅｆ	TEL：058－372－3781	鵜沼朝日町2－3－10	身体・知的・精神・難病
5	レインボータイム	TEL：090－8132－0984 （竹内）	那加桜町3－236 メゾン・ド・R107	身体・知的・精神・難病
6	Detox ＆ Treatmentセンター	TEL：058－372－3781	那加前洞新町3－125	精神
7	まいむ	TEL：090－1723－3002	那加住吉町1－27 オフィスY&Yビル2階	身体・知的・精神
8	笑夢	TEL：070－1635－1711	蘇原花園町4－59	身体・知的・精神・難病
9	ぽこあぽこ	TEL：090－6610－4153	蘇原東栄町2－123	知的・精神

●地域活動支援センター（小規模作業所）

番号	事　業　所　名	電話番号・FAX	所　在　地	対　象　者
1	エンジェルハウス	TEL：058－370－3799	松が丘7－101	身体・知的・精神・難病

③居住系サービス

最新情報

●宿泊型生活援助

番号	事　業　所　名	電話番号・FAX	所　在　地	対　象　者
1	ポータルスペース	TEL：090－8132－0984 （竹内）	那加桜町3－236 メゾン・ド・R107	知的